

たっくす ペいじ

特集 税

快適都市 ー草加ー

平成23年 2月

特集に関する問い合わせ先

草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課・収納対策室
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)



平成22年度一般会計歳入予算637億5200万円のうち、市民の皆さまに納めていただく市民税や固定資産税などの市税は52.5%を占め、334億4457万円となっています。市税は、市の歳入のうち最も大きな財源となるもので、市民の皆さまの暮らしをとりまく環境の整備、教育や福祉の充実などにいかされています。

目次	
3	市税の納期内納付のお願い
2	固定資産税・都市計画税について
1	個人市民税・県民税について
4	面下段
4	面上段
2・3	面

草加市の税金がコンビニで納付できます

納付可能税目

市民税・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
納期限内に限りです。

- ・コンビニでは、納期限を過ぎると納付することができません。
- ・納付はバーコード付きの納付書を利用してください。
- ・各期の納付額が30万円以上の場合は、コンビニでは取扱いできません。

納税は、便利な口座振替で

口座振替できるもの

市民税・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
口座振替は便利で確実です。

- ・納期限を気にする必要はありません。
- ・納付の度に市役所や金融機関へ出かける手間が省けます。

申込み手続き

- ・金融機関へ納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印を持参してください。
- ・申込用紙は、納税通知書に添付されています。

水曜夜間・日曜窓口の開設

納税窓口は、水曜夜間と日曜日にも開設しています。

水曜日 午後5時～9時まで(休日を除く)

日曜日 午前9時～午後0時30分まで(年末年始を除く)

問い合わせ 口座振替に関すること ☎048-922-1098(管理係)
納税相談に関すること ☎048-922-1124(納税係)

草加市納税コールセンターから納付を呼びかけ

市税等を未納の人に対して、「草加市納税コールセンター」が、電話による納付の呼びかけを行っています。

開設日時

- ・月～金曜日(水曜日・祝日を除く)午前10時～午後6時まで
- ・水曜日(祝日を除く)午後0時30分～午後8時30分まで
- ・第1日曜日(1月は第2日曜日)午前9時30分～午後0時30分まで

対象税目

市民税・県民税(普通徴収・特別徴収)、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

※「振り込め詐欺」に注意してください!!

(草加市納税コールセンターが口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありません。)

問い合わせ 納税課納税係 ☎048-922-1124

平成23年度草加市市税納期カレンダー

納期限	税目	市民税・ 県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税
5月	平成23年 5月31日		1期	全期	
6月	6月30日	1期			1期
7月	8月1日		2期		2期
8月	8月31日	2期			3期
9月	9月30日				4期
10月	10月31日	3期			5期
11月	11月30日				6期
12月	平成24年 1月4日		3期		7期
1月	1月31日	4期			8期
2月	2月29日		4期		9期



1 個人の市民税・県民税について 問い合わせ 市民税課 ☎048-922-1042

65歳以上の年金特別徴収 納税通知書の読み方を解説します!

平成21年10月から始まった公的年金に係る市民税・県民税の年金からの特別徴収。
従来の納付方法と異なる点が多いため、対象者となる65歳以上の年金受給者からの問い合わせが数多く寄せられています。
今回は、納税通知書の読み方を通して、納付方法について解説します。

対象者

当該年4月1日に65歳以上となる老齢基礎年金等の受給者で介護保険料が年金から引き落とされている人

※ただし、次の場合は対象から除外されます。

- 当該年度の老齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合
- 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合

平成23年度の徴収方法

4・6・8月は平成23年2月と同額を年金から仮徴収し、10・12・2月は平成23年度の年税額から仮徴収税額を引いた残りの税額を引き落とします。
10・12・2月(本徴収)にて年税額の調整を行うため、4・6・8月(仮徴収)に差し引いた税額と大きく異なる場合があります。

特別徴収(年金からの引き落とし)					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成23年2月に徴収した税額と同じ金額ずつ			年税額から4・6・8月の仮徴収合計税額を引いた金額の1/3ずつ		

その他のポイント

- 一般に個人住民税と呼ばれているのは、個人の市民税・県民税のことです。
- 年金特別徴収の開始は、納付方法の変更であり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。
- 年金にかかる市民税・県民税の納付方法は選択できません。
- 年金から引き落とされる市民税・県民税は、前年中に受給した年金の総額に対して課税された税額です。
- 年金のほかに給与や営業・不動産等の所得がある場合、年金以外の所得に対する税金は納付書で支払う(普通徴収)か給与からの引き落とし(特別徴収)になります。
- 年度の途中で年金に係る税額の増減や転出等の異動があった場合は、残りの税額は普通徴収(個人払い)になります。

年金特徴継続 平成21年10月から年金特別徴収に該当し、平成22年度も引き続き年金から特別徴収される人

例:年税額4万5200円の場合

普通徴収税額
年税額から年金特別徴収税額を差し引いた税額(個人払いの合計額)

年金特別徴収税額
年金から特別徴収(引き落とし)される年額・月及び税額を記載

仮徴収税額
翌年度分の仮徴収税額

普通徴収税額	18200円	納付済額	0円
繰上普通徴収税額	18200円		
税額	6200円	第1期	4000円
生活保護に支拂った額	0円	第2期	4000円
死亡給付税額	6200円	第3期	4000円
		第4期	4000円
納期		平成22年8月30日	平成22年8月30日
		平成22年11月1日	平成23年3月31日

特別徴収税額(年金) 27000円

特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称
公的年金の種類 **老齢基礎年金**
支払者の名称 **厚生労働大臣**

平成22年度		平成23年度	
特別徴収税額	平成22年4月 2300円	平成23年4月 2300円	平成23年4月 2300円
	平成22年6月 2300円	平成23年6月 2300円	平成23年6月 2300円
	平成22年10月 6700円	平成23年10月 6700円	平成23年10月 6700円
	平成22年12月 6700円	平成23年12月 6700円	平成23年12月 6700円
	平成23年2月 6700円	平成23年2月 6700円	平成23年2月 6700円

平成23年度特別徴収税額
平成23年4月 6700円
平成23年6月 6700円
平成23年8月 6700円

普通徴収税額第1・2・3・4期
年税額から年金特別徴収税額を差し引いた普通徴収税額(個人払いの合計額)を4期に分けて支払う

年金特別徴収
特別徴収を行う公的年金の種類と支払者の名称

※市民税・県民税(個人住民税)税額決定通知書兼納税通知書2ページ目

年金特徴開始 平成22年10月から年金特別徴収に該当する人

例:年税額4万500円の場合

普通徴収税額
年税額から年金特別徴収税額を差し引いた税額(個人払いの合計額)

年金特別徴収税額
年金から特別徴収(引き落とし)される年額・月及び税額を記載

仮徴収税額
翌年度分の仮徴収税額

普通徴収税額	33600円	納付済額	0円
繰上普通徴収税額	33600円		
税額	12600円	第1期	9000円
生活保護に支拂った額	0円	第2期	6000円
死亡給付税額	12600円	第3期	6000円
		第4期	6000円
納期		平成22年8月30日	平成22年8月30日
		平成22年11月1日	平成23年4月1日

特別徴収税額(年金) 6900円

特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称
公的年金の種類 **老齢基礎年金**
支払者の名称 **厚生労働大臣**

平成22年度		平成23年度	
特別徴収税額	平成22年4月 2300円	平成23年4月 2300円	平成23年4月 2300円
	平成22年6月 2300円	平成23年6月 2300円	平成23年6月 2300円
	平成22年10月 2300円	平成23年10月 2300円	平成23年10月 2300円
	平成22年12月 2300円	平成23年12月 2300円	平成23年12月 2300円
	平成23年2月 2300円	平成23年2月 2300円	平成23年2月 2300円

平成23年度特別徴収税額
平成23年4月 2300円
平成23年6月 2300円
平成23年8月 2300円

普通徴収税額第1・2期
年税額の約半分を2期に分けて支払う

普通徴収税額第3・4期
年税額から年金特別徴収分と第1・2期を差し引いた税額を2期に分けて支払う

年金特別徴収
特別徴収を行う公的年金の種類と支払者の名称

※市民税・県民税(個人住民税)税額決定通知書兼納税通知書2ページ目

※上記は平成22年度の納税通知書の例です。

医療費控除の流れ

医療費控除とは?

申告者本人が、本人または申告者と生計を一にする配偶者や親族の多額な医療費を支払った場合、所得控除の適用があり、市民税・県民税の軽減や所得税の還付を受けられる制度です。

※還付の対象は所得税を払った人です。また支払った医療費が全額還付される訳ではありませんので注意してください。

※所得税がかかっていない人でも、市民税・県民税がかかる場合は、医療費控除によって税額を軽減できる場合があります。

医療費控除の計算式

その年中に支払った
医療費の総額

医療費を補てんする
保険金等の金額

10万円
(所得金額が200万円未満
の人は、所得金額の5%)

医療費控除額
(200万円が限度)

STEP 1 控除できるか確かめよう!

医療費控除の対象となる人

- 1年間の医療費の支払いが10万円を超える人
- 所得金額が200万円未満の人で、1年間の医療費が所得金額の5%を超える人

STEP 2 準備しよう!

1. 源泉徴収票 (コピー不可)
2. 医療費の明細書
医療費の支払先が多い場合や医療費の額が高額な場合、確定申告書の提出の際に添付
3. 医療費の領収書 (コピー不可)
4. 印鑑 (インキ浸透印不可)
5. 通帳 確定申告をする人の名義のもの
6. 健康保険・保険金などで補てんされている金額がわかるもの

STEP 3 確定申告をしよう!

- 申告期間は2月14日(月)～3月15日(火)
(土・日曜日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は実施)
- 場所はSKIPシティ総合棟(A1街区)1階多目的ホール
川口市上青木3-12-18

2月16日(水)～3月3日(木)(土・日曜日を除く)は関東信越税理士会川口支部の協力で中央公民館でも受け付けます。

<医療費明細書記入例 ~医療費詳細を明確にしましょう~>

平成22年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所 草加市高砂1-1-1
氏名 草加 十兵衛

医療を受けた人	性別	病院・薬局などの所在地・名称	医療の対象となる治療費の内訳 (注)注記欄に必要事項を記載してください	支払った医療費	注)注記欄に必要事項を記載してください
草加 花子 妻	♀	草加市立中央病院 X線検査科	治療費	185,000	45,000
〃	〃	〃	通院費(バス通150円×15往復)	4,500	
(通院日については添付した診察票の写しのを添付)					
草加 一郎 子	♂	草加市立中央病院 小児科	治療費	2,400	
〃	〃	草加市立中央病院 小児科	処方薬	3,500	
合 計				195,400	45,000

【控除額の計算】

支払った医療費 (合計)	195,400円	A	申告書第二表の「別項から差し引かれる金額に関する事項」欄に医療費控除に転記します。
保険金などで補てんされる金額	45,000円	B	
差し引く金額 (A-B)	150,400円	C	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します。 ②③④の場合には、それぞれ次の金額を記載します。 - 医療費等は扶養者がいる場合 → その所得金額 - ほかに申告金額課税の所得がある場合 → その所得金額(所得控除後の金額) ⑤⑥、課税所得の場合には、申告書第二表(損失申告書)の「4.繰越損失」を差し引く計算、欄の金額を転記します。
所得金額の合計額	1,960,000円	D	
⑤×0.05 (注)平均所得額)	98,000円	E	
⑤に10万円をいづれか少ない方の金額	98,000円	F	
医療費控除額 (C-F)	52,400円	G	申告書第一表の「別項から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記します。

※税務署で作成している明細書の書式です。
書式は個人で作成したものでも差し支えありません。

主婦がパートで働いたとき

1. 妻自身の税金

パート収入は通常、給与所得となります。1～12月までの給与収入から給与所得控除額(※1)を差し引いた残額が、非課税限度額31万5000円を超えない限り市民税・県民税はかかりません(所得税は38万円)。

2. 夫の税金

配偶者控除

妻のパートの収入が103万円以下の場合、所得税、市民税・県民税ともに配偶者控除(下表参照)を差し引くことができます。

配偶者特別控除

配偶者特別控除は、夫の合計所得金額が1000万円以下(夫が給与収入のみのときは、おおむね年収1231万円以下)の場合で、妻の年収が103万円を超え、141万円未満の場合に差し引くことができ、その控除額は、妻のパートの収入によって異なります。

(注)配偶者控除には、夫の所得制限はありません。

課税と配偶者控除等の早見表

前年の妻のパート収入 (1～12月までの給与収入の合計)	妻自身に税金がかかるか			夫の税金	
	所得税	市民税・県民税		配偶者控除 (扶養に入れるか)	配偶者特別控除
		均等割	所得割		
96万5000円以下 (所得:31万5000円以下)	非課税	均等割	所得割	受けられる	受けられる
96万5000円超100万円以下 (所得:35万円以下)		非課税	かからない		
100万円超103万円以下 (所得:38万円以下)		課税 (4000円)	かかる		
103万円超141万円未満 (所得:76万円以下)	課税	課税 (4000円)	かかる	受けられない	受けられる
141万円以上 (所得:76万円以上)					受けられない

参考

パートの年収が一定金額を超えると、妻自身が夫の健康保険等の被扶養者からはずれる場合があります(被扶養者の範囲は会社によって異なります)。



2 固定資産税・都市計画税について

固定資産税とは

毎年1月1日(賦課期日)現在の**土地・家屋・償却資産**(※)の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

※償却資産とは
会社や個人で商店や工場を営んでいる人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等をいいます。

都市計画税とは

都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、**市街化区域内にある土地・家屋**の所有者が市に納める税金です。

固定資産税・都市計画税の税額の算出方法

$$\text{課税標準額}^{\ast 1} \times \text{税率}^{\ast 2} = \text{税額}$$

※1 税額計算のもとになる価額です。 ※2 固定資産税1.4%
都市計画税0.25%

固定資産税・都市計画税の「納税通知書」は毎年、5月の連休明けに発送の予定です。

【「納税通知書」には所在地、評価額、課税標準額、税率、税額、納期、納付場所などが記載されています。

問い合わせ先

資産税課

土地係 ☎048-922-1081
家屋係 ☎048-922-1092
償却資産係 ☎048-922-1068



土地に関する Q&A

■土地の税額が高くなったのですが

Q 平成22年10月に住宅を取り壊し駐車場にしたのですが、平成23年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 土地の上に一定要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」として、土地の面積に応じて定められている特例率を適用し、減額されます。
しかし、家屋を取り壊し、駐車場に用途を変更したことで、平成23年1月1日現在は特例が適用されず、税額が高くなったものです。

家屋に関する Q&A

■家屋の税額が高くなったのですが

Q 平成19年に木造新築の一戸建てを購入しましたが、平成23年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 新築の住宅については、一定の要件の中で、決まった期間(3階建以上の耐火・準耐火住宅については5年、その他の住宅については3年)固定資産税額が2分の1に減額されます。この期間が終了し、本来の税額となり高くなったものです。

土地・家屋に関する Q&A

■年の途中で土地や家屋を売った場合は

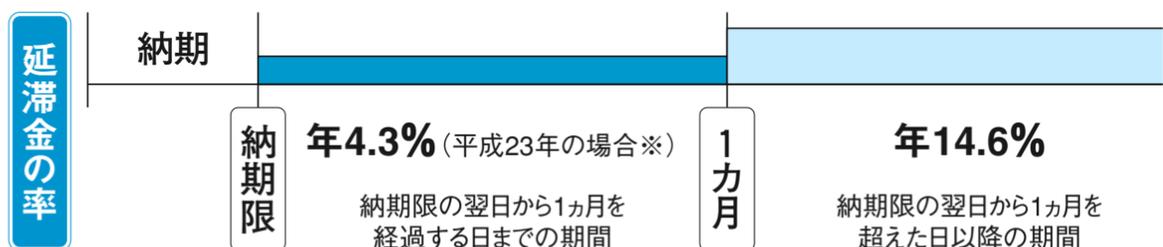
Q 昨年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、2月に所有権移転登記をしましたが、5月に納税通知書が送られてきました。なぜですか？

A 今年度の課税は、あなた(売った人)に課税することになります。固定資産税は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在、登記簿に記載されている所有者に課税することとされています。このことから、土地、家屋の売買契約締結の際、当事者間で税負担の割合を決める(日割り、月割り等にする)ことが広く行われています。

3 市税の納期限内納付のお願い

Q 納期限内に税金を納付しないとどうなりますか？

A1 納期限内に税金を納付されていない場合には、**延滞金**が加算されます。
(草加市では、納期限を過ぎて延滞金の発生している市税等について、本税と延滞金を併せた金額でのみ収納しています。納期限内納税者との税負担の公平性の確保を図るためです。)



※平成12年1月1日以後、納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については、前年の11月30日経過時点での日本銀行法の規定に定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合(0.1%未満端数切り捨て)が年7.3%に満たない場合には、この商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合で延滞金が計算されます。

延滞金の計算

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額}}{(1,000\text{円未満切り捨て})} \times \text{率} \times \frac{\text{延滞した日数}}{365}$$

A2 税の公平、公正を確保するために、**債権(給与・預貯金・生命保険・所得税還付金等)、財産(不動産・動産等)の差押処分、居宅等の搜索**を行います。

◆さらに、差押え後納付されない場合、換価(公売)可能な財産については、公売を行うことになります。公売とは、入札または競り売りの方法で差押財産を売却する方法です。

◆平成19年度からインターネットオークションを利用して動産の公売を実施し、腕時計等を公売しました。

◆今後も、県や近隣市町と行う不動産共同公売やインターネットオークションを利用して公売を実施していく予定です。

詳細は、草加市ホームページ(<http://www.city.soka.saitama.jp/>)を参照してください。